

筑摩野中学校PTA会則

(総則)

第1条 本会は、筑摩野中学校PTAと称する任意団体であり、事務局を筑摩野中学校内に置く。

第2条 本会は、筑摩野中学校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者及び筑摩野中学校に勤務する教職員をもって組織する。ただし、本会の活動に関心を持つ者は、評議員会の承認を得て特別会員となることができる。

2 本会に入会する場合は届を出す。

3 本会を退会する場合は届を出す。

第3条 本会は、本校生徒の健全な成長を図るため、保護者と学校の連携を密にし、学校及び家庭教育に関する理解を深め、併せて会員相互の教養を高めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校の相互理解と協力
- (2) 保護者と教職員の連携の強化
- (3) 学校の教育的環境の整備
- (4) 生徒の校外生活のサポート
- (5) 地域における社会教育の振興
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 副会長 2～3名(保護者1～2名、学校代表)
- (3) 幹事 2名(保護者2名)
- (4) 学校幹事 若干名(教職員)
- (5) 支部長 各支部1名
- (6) 代表支部長 2名(寿・芳川地区の支部長からそれぞれ1名選出)
- (7) 専門委員長 3名(保護者)
- (8) 特別委員長 各特別委員会毎1名(会長委嘱)
- (9) 副専門委員長 3名(各委員会から1名選出)
- (10) 職員理事 若干名(教職員)
- (11) 学級会長 各学級1名(保護者)
- (12) 学年会長 3名(各学年の学級会長から1名選出)
- (13) 学年副会長 3名(各学年の学級会長から1名選出)
- (14) 会計監査員 2名(各地区)
- (15) 顧問 1名(前年度会長)

2 会長、副会長、幹事をもって三役とし、これに学校幹事を加えて本部役員とする。

3 会長、副会長、幹事、専門委員長、顧問及び会計監査員は、評議員会において選出し、総会において承認する。

4 役員任期は総会承認後から次年度総会の役員承認までの1年とする。ただし、重任を妨

げない。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、個人情報保護管理者とするただし、会長が指名する適任者に個人情報保護管理者の任を委嘱することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代理する。
- (3) 幹事は、副会長を補佐し、業務及び会の庶務会計を処理する。
- (4) 学校幹事は、本会の運営を補佐し、庶務会計処理を補佐する。
- (5) 支部長は、各支部を統括し、事業を推進する。
- (6) 代表支部長は、支部長会の意見をまとめ、理事会との連絡調整にあたる。
- (7) 専門委員長は、各委員会を統括し、事業を推進する。
- (8) 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるときはその任務を代理する。
- (9) 職員理事は、担当委員会及び学年PTAの運営を補佐し、事業に向けての調整を行う。
- (10) 学級会長は、各学級PTAを統括し、事業を推進する。
- (11) 学年会長は、各学年PTAを統括し、事業を推進する。
- (12) 学年副会長は、学年会長を補佐し、学年会長に事故あるときはその任務を代理する。
- (13) 会計監査員は、会計処理の監査を行い、評議員会及び総会において報告を行う。
- (14) 顧問は、会長の要請に応じて職務を行うと共に運営について助言を行う。

(組織)

第7条 本会に次の組織を置く。

- (1) 総会 (2) 評議員会 (3) 理事会 (4) 支部PTA (5) 専門委員会 (6) 学級PTA
- (7) 学年PTA (8) 特別委員会

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

- 2 総会は、毎年年度当初に開催する。また、必要が生じた場合には、理事会の決定を受けて臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、会長が招集し、次の事項を決議する。
 - (1) 前年度の事業報告及び収支決算報告とその承認
 - (2) 本年度の事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他必要な事項
- 4 総会は委任状を含み会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会の議長、副議長は、評議員会の議長と副議長があたる。
- 6 決議は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、会則の変更については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(評議員会)

第9条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、「会則第5条」の役員をもって構成し、構成員の過半数の出席（委任状を認めない）をもって成立する。

- 2 評議員会は、年度3回の開催を基本とし、必要に応じて会長が招集する。
- 3 評議員会は、次の事項を審議し、決議する。
 - (1) 総会提出議案
 - (2) 役員を選出
 - (3) 細則の改正
 - (4) その他重要な事項
- 4 評議員会の議長、副議長は、評議員の中から互選で選出する。
- 5 決議は、出席者の過半数の同意をもって成立する。
- 6 必要がある場合は、特別委員会を設置することができる。
- 7 緊急の場合(会則変更を除く)は、評議員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合は、次の総会に報告しなければならない。

(理事会)

- 第10条 理事会は、本会事業の審議立案機関で、会長、副会長、幹事、学校幹事、代表支部長、専門正副委員長、特別委員長、及び学年正副会長をもって構成し、構成員の過半数の出席(委任状を認めない)をもって成立する。
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議し、立案する。
 - (1) 総会及び評議員会に提出する議案に関する事項
 - (2) 第4条に規定する事業の推進と調整に関する事項
 - (3) 総会及び評議員会で委任された事項
 - (4) その他緊急を要する事項
 - 3 理事会の議長は、副会長があたる。

(支部PTA)

- 第11条 各支部に支部PTAを組織して、次の役職を置く。
- (1) 支部長1名 (2) 共育サポート委員若干名 (3) その他必要な役職
- 2 支部PTA会議は、支部長が招集し、各支部の連絡、行事計画、諸問題の処理にあたる。
 - 3 支部長会は、必要に応じて会長が招集し、各支部間の連絡・調整にあたる。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会は、次の各委員会とする。
- (1) 広報委員会 (2) 共育サポート委員会 (3) 厚生委員会
- 2 各委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、当該年度3学年PTA会員の互選により選出する。
 - 4 専門委員会は、委員長の要請を受けて会長が招集する。
 - 5 専門委員の選出方法及び各委員会の事業内容は、筑摩野中学校PTA細則で定める。

(学級PTA)

- 第13条 各学級に学級PTAを組織し、学級会長1名、学級副会長1名を置く。
- 2 学級PTAは、会長が招集し、各学級の連絡・調整、諸問題の処理にあたる。
 - 3 学級役員を選出方法は、筑摩野中学校PTA細則で定める。

(学年PTA)

- 第14条 各学年に学年PTAを組織し、学年会長1名、学年副会長1名を置く。
- 2 学年PTAは、会長が招集し、各学年の連絡・調整、諸問題の処理にあたる。

(特別委員会)

第15条 会長は、必要に応じ、評議員会の承認を受け、特別委員会を設置することができる。
特別委員会の組織及び委員会構成は、筑摩野中学校PTA細則で定める。

(経理)

第16条 本会の経理は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第17条 本会の資産は、第3条に規定する目的達成のため以外には使用しない。

第18条 本会に、次の表簿を置く。

- (1) 会則・細則簿 (2) 会員名簿 (3) 備品台帳 (4) 会計簿 (5) 寄附台帳 (6) 役員表
(7) 各支部学年及び専門委員会記録

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第20条 総会承認後の特別な事情により、予算額に変更が生じた場合には、理事会の承認によって執行できるものとする。

附 則

この改正は、平成26年4月25日から施行する。

一部改正 平成27年2月27日

一部改正 平成28年4月28日

一部改正 令和3年3月4日